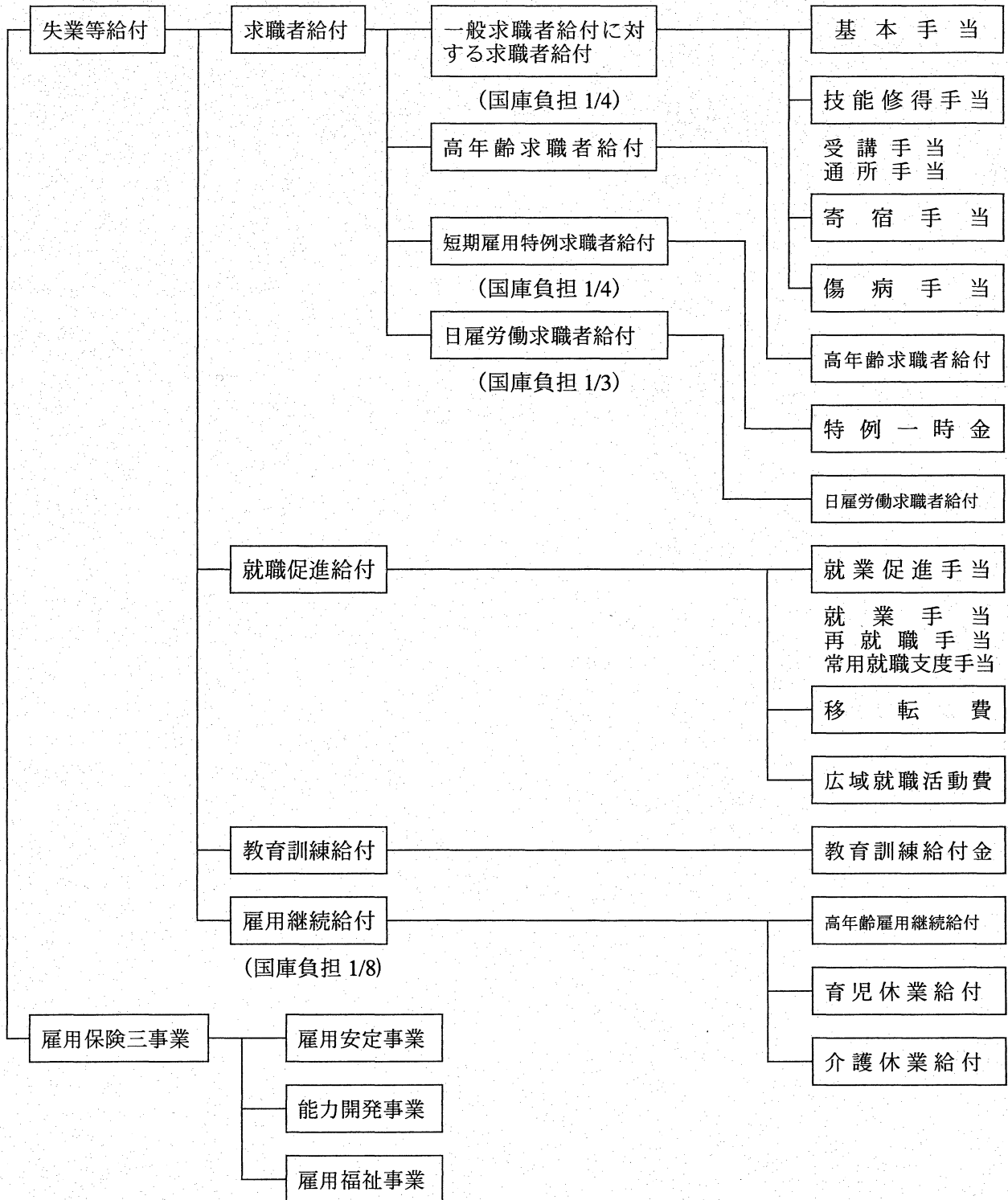


労働保険特別会計(雇用勘定)

平成16年度省庁別財務書類

○労働保険特別会計雇用勘定の概要

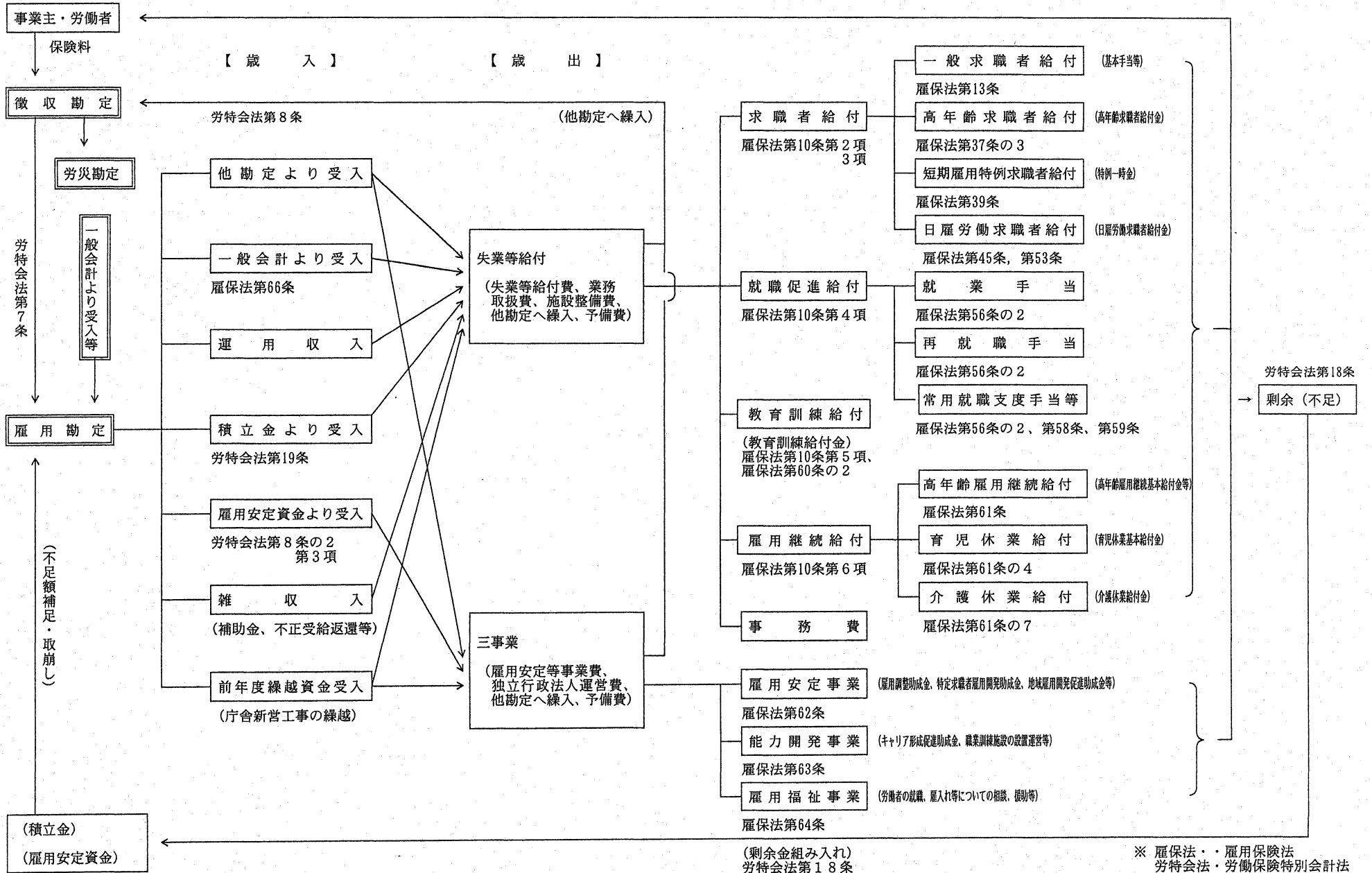
労働保険特別会計雇用勘定は、労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付（失業等給付）を行うほか、失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働者の能力の開発及び向上、福祉の増進を図ることを目的とした対策（雇用安定事業等）を実施する勘定として一般会計とは区分して設置されており、その主な財源は労働者及び事業主から徴収された保険料収入である。



- ・ 設 置：昭和22年度（当初は失業保険制度として発足し、昭和50年度より雇用保険制度として実施）
- ・ 根拠法：雇用保険法、労働保険特別会計法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- ・ 財 源：保険料収入及び一般会計より一部繰入（国庫負担）

雇用保険制度の概要

厚生労働省所管 労働保険特別会計 雇用勘定



※ 雇保法・雇用保険法 労特会法・労働保険特別会計法

※ 雇用保険制度における資金の流れについては、「他勘定、一般会計、独立行政法人との間の業務等の関係及び財政資金の流れ」参照

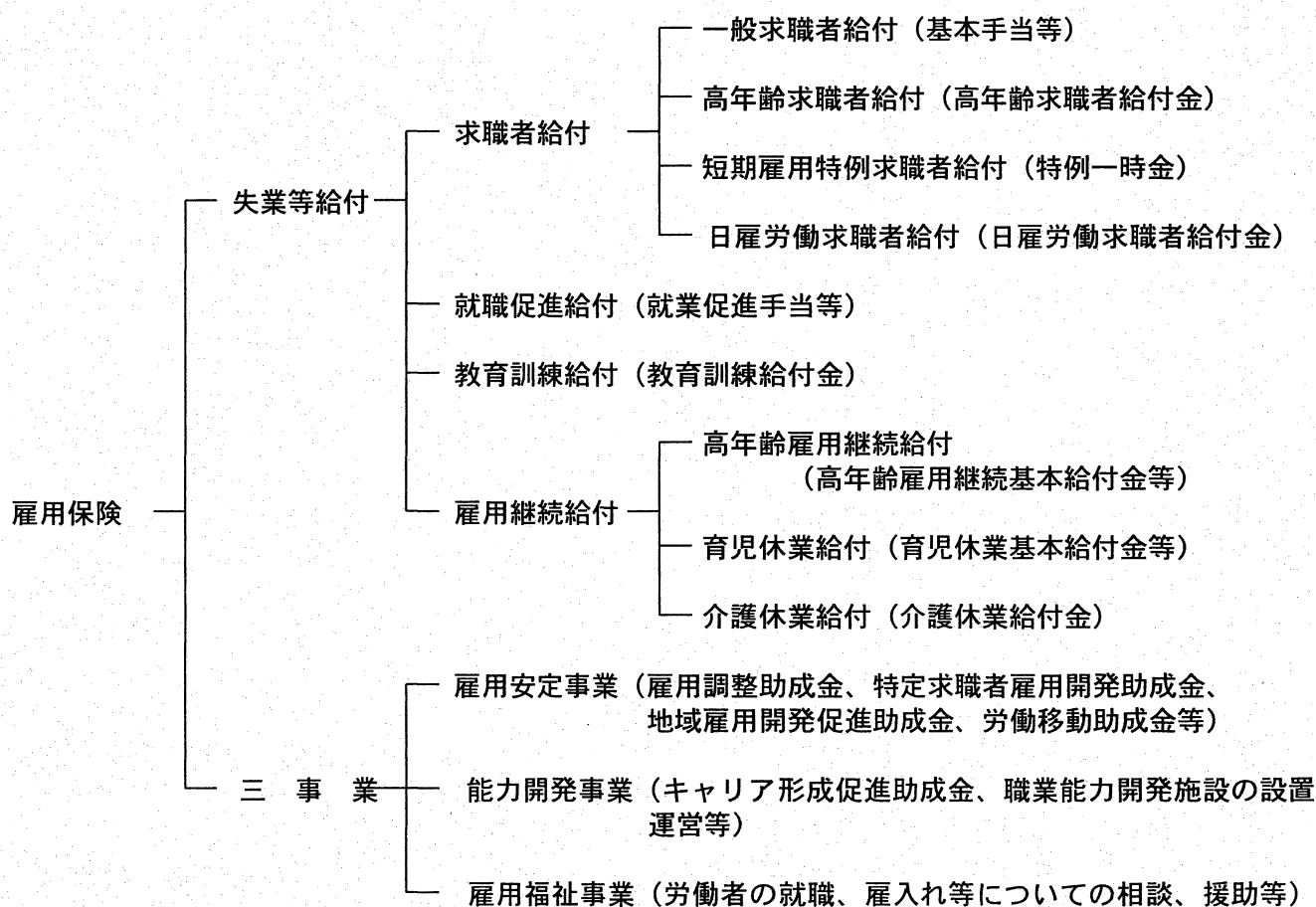
雇用保険制度の概要

1 制度の概要

(1) 雇用保険は政府が管掌する強制保険制度である。(労働者を雇用する事業は、原則として強制適用)

(2) 雇用保険は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、
- ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための三事業を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度である。



2 失業等給付の概要

(1) 基本手当

一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合には4週間に1回基本手当が支給される。

所定給付日数については、定年退職者を含め、離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日（一般の離職者）、倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者に対しては90日～330日となる。

なお、短時間労働被保険者である一般被保険者が失業した場合には、被保険者期間の計算の特例がある。

イ 基本手当の年齢別上限額

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29歳	13,060円	6,530円
30歳～44歳	14,510円	7,255円
45歳～59歳	15,960円	7,980円
60歳～64歳	15,460円	6,957円

ロ 基本手当の給付率

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,120円～4,180円	80%	1,696円～3,344円
4,180円～12,130円	80～50%	3,344円～6,065円
12,130円～15,960円	50%	6,065円～7,980円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,120円～4,180円	80%	1,696円～3,344円
4,180円～10,870円	80～45%	3,344円～4,891円
10,870円～15,460円	45%	4,891円～6,957円

※ 8月1日より、雇用保険法第18条の規定に基づく賃金日額の自動変更により、賃金日額が約0.8%引き下げられたところである。

ハ 給付日数

(イ) 倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	90日				
30歳未満	90日		90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

(ロ) 一般の離職者（ハ）を除く）

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	90日				
全年齢		90日	90日	120日	150日	

(ハ) 就職困難な者

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	150日				
45歳未満	150日		300日			
45歳以上65歳未満			360日			

二 受給資格

被保険者であった期間を離職の日から1箇月ごとに区切り、区切られた1箇月の期間に賃金の支払いの基礎となった日数が14日（短時間労働被保険者の場合11日）以上ある場合に、1箇月（短時間労働被保険者の場合1/2箇月）の被保険者期間として計算し、離職の日の以前1年間（※）に被保険者期間が通算して6箇月以上あった場合

※ 疾病、負傷等により30日以上賃金の支払いを受けられない場合には、その日数を加算

(2) 高年齢求職者給付金

イ 概要

65歳以上の労働者（高年齢継続被保険者）が失業した場合には、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	基本手当日額の 30日分	基本手当日額の 50日分

□ 受給資格

(1) ハと同様

(3) 特例一時金

イ 概要

季節的に雇用される者等（短期雇用特例被保険者）が失業した場合には、基本手当日額の50日分の特例一時金が支給される。

□ 受給資格

被保険者資格の取得日の属する月の初日から被保険者資格の喪失日の前日の属する月の末日までの期間において、1箇月の期間に賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある場合に、1箇月の被保険者期間として計算し、離職の日の以前1年間（※）に被保険者期間が通算して6箇月以上あった場合

※ 疾病、負傷等により30日以上賃金の支払いを受けられない場合には、その日数を加算

(4) 日雇労働求職者給付金

日雇労働被保険者が失業した場合には、日雇労働求職者給付金が支給される。

等級	給付金日額	賃金日額区分
第1級	7,500円	11,300円以上
第2級	6,200円	8,200円以上11,300円未満
第3級	4,100円	8,200円未満

(5) 就業促進手当

イ 就業手当

所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上を残して早期に就業（再就職手当の対象となる就職を除く。）をした場合には、就業日ごとに基本手当日額（6,065円（60～64歳は4,891円）を上限とする）の30%相当額が支給される。

□ 再就職手当

所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上を残して早期に再就職をした場合には、支給残日数の30%に基本手当日額（6,065円（60～64歳は4,891円）を上限とする）を乗じた額の一時金が支給される。

※ 平成15、16年度については、イ又は口の支給要件を満たす場合であって、所定給付日数の3分の2以上を残して早期に就業又は再就職をしたときは、「早期再就職者支援基金」から早期再就職者支援金が支給され、就業手当又は再就職手当は支給されない。

(6) 教育訓練給付金

イ 支給対象者

次のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、支給要件期間（注1）が3年以上あるときに、当該教育訓練に要した費用に応じて教育訓練給付金が支給される。

(イ) 教育訓練を開始した日に一般被保険者である者。

(ロ) (イ)以外の者であって、教育訓練を開始した日が一般被保険者でなくなってから1年以内（適用対象期間（注2）の延長が行われた場合には最大4年以内）にある者。

（注1）支給要件期間とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注2）一般被保険者でなくなってから1年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、教育訓練の受講開始期限を延長することができる。

ロ 給付額

支給要件期間の区分に応じ、下記のとおり。

(イ) 3年以上5年未満 教育訓練に要した費用の20%（上限10万円）

(ロ) 5年以上 教育訓練に要した費用の40%（上限20万円）

(7) 高年齢雇用継続給付

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点等の賃金の75%未満である者には、高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金）が支給される。支給対象者、給付額及び支給期間については、以下のとおりである。

イ 支給対象者

60歳時点等に対して賃金額が25%を超えて低下した状態で雇用を継続する高齢者（被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者）。

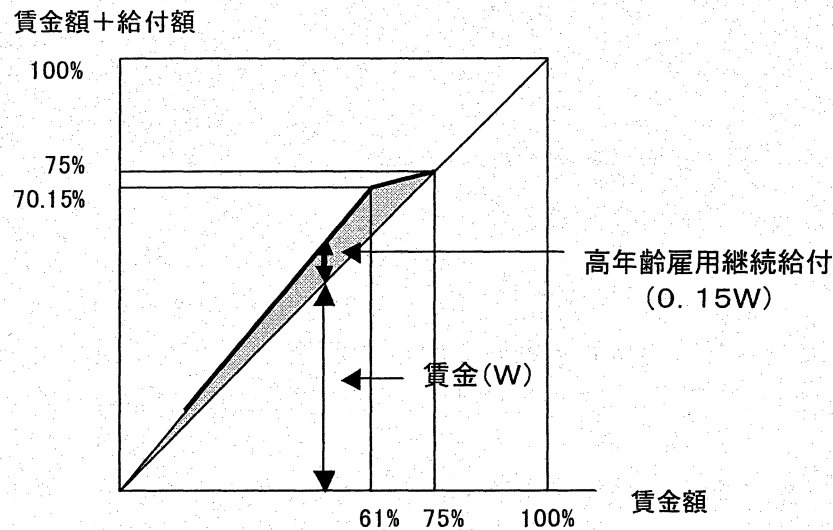
ロ 給付額

60歳以後の各月の賃金の15%（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率）。

賃金と給付の合計が月額348,177円を超える場合は、超える額を減額。

ハ 支給期間

65歳に達するまでの期間（基本手当等受給後に再就職した場合は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間）。



(注)パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

※ 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

(8) 育児休業給付

1歳未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前2年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12か月以上ある者には、育児休業給付（育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金）が支給される。給付額については以下のとおりである。

イ 休業前賃金の40%相当額を支給（30%相当額を休業期間中に支給し、残額は育児休業後6か月間被保険者として雇用された場合に支給）。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の80%を超える場合は、超える額を減額。

(9) 介護休業給付

対象家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前2年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12か月以上ある者には、介護休業給付金が支給される。給付額については以下のとおりである。

イ 休業前賃金の40%相当額を支給。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の80%を超える場合は、超える額を減額。

3 雇用保険三事業の概要

(1) 雇用安定事業

被保険者等に関し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

(2) 能力開発事業

職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図る。

(3) 雇用福祉事業

労働者の職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進を図る。

4 費用の負担

求職者給付及び雇用継続給付に要する費用は、労使が負担する保険料と国庫負担によりまかない、三事業に要する費用は、全額事業主のみが負担する保険料によりまかなわれる。

(1) 保険料

	事業主負担	労働者負担	計
失業等給付のための保険料	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$
三事業のための保険料	$\frac{3.5}{1,000}$	なし	$\frac{3.5}{1,000}$
計	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{19.5}{1,000}$

※ 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(2) 国庫負担

イ 高年齢求職者給付金及び日雇労働求職者給付金以外の求職者給付にあっては、これに要する費用の4分の1を負担する。

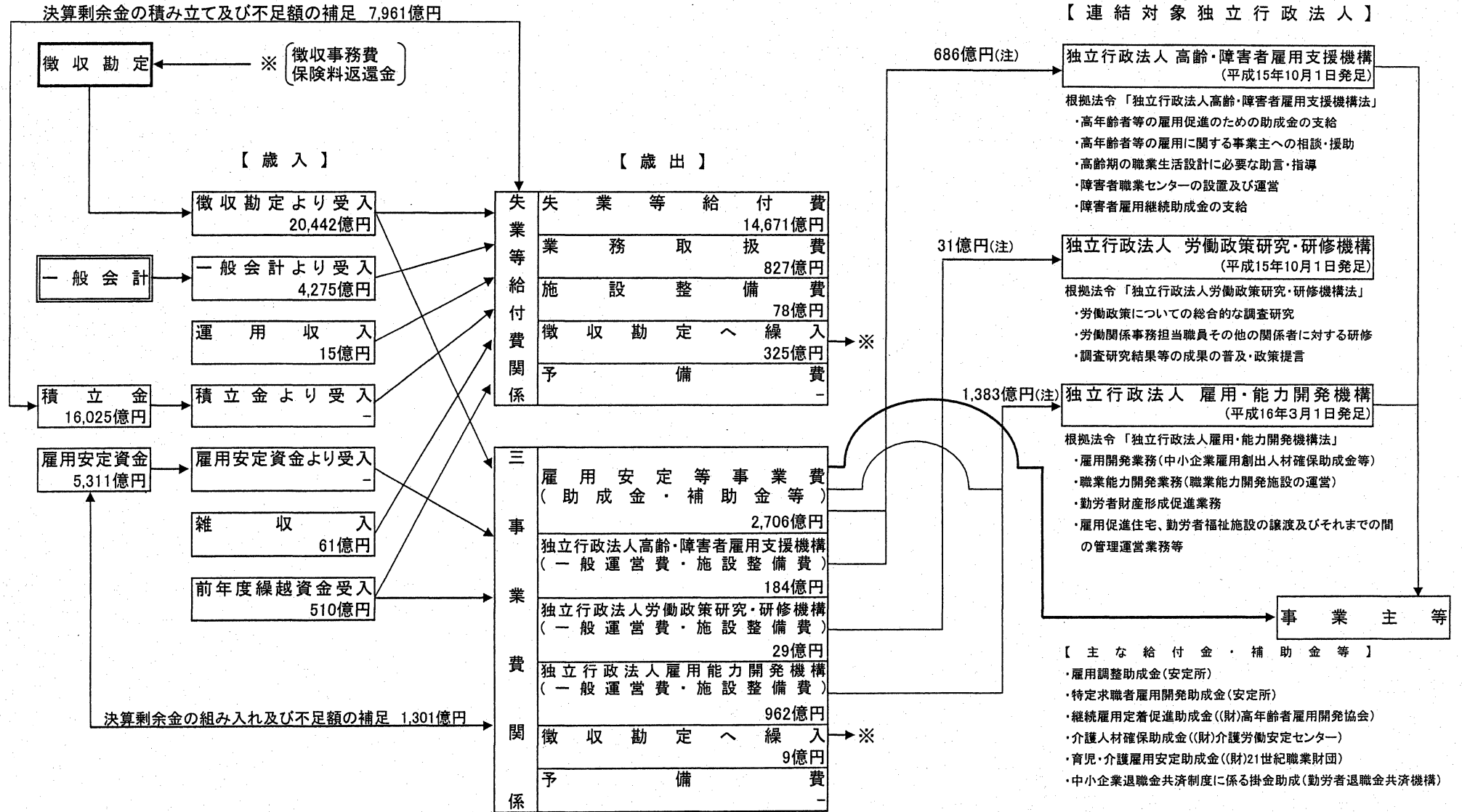
ロ 日雇労働求職者給付金にあっては、これに要する費用の3分の1を負担する。

ハ 雇用継続給付にあっては、これに要する費用の8分の1を負担する。

他勘定、他会計、独立行政法人との間の業務等の関係及び財政資金の流れ

○労働保険特別会計 雇用勘定

381



(注) 連結対象独立法人に拠出している資金には労災勘定分も含む。
 * 端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

平成16年度 財源別歳入歳出決算 (決算値)

労働保険特別会計 雇用勘定

(単位:円)

	歳 入			歳 出				
	項 目	予 算 額	決 算 額	備 考	項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
失業等給付費関係	徴収勘定より受入	2,044,219,144,000	2,044,219,144,000		失業等給付費	2,267,593,524,000	1,467,187,256,202	
	保険料収入	2,042,798,043,000	2,042,892,266,264		業務取扱費	88,522,074,000	82,781,578,940	
	印紙収入	854,104,000	625,757,111		施設整備費	9,121,433,755	7,845,088,319	前年度繰越含む
	雑収入	566,997,000	701,120,625		他勘定へ繰入	32,941,350,000	32,533,789,000	
	一般会計より受入	490,059,000,000	427,559,000,000		予備費	155,000,000,000	0	
	求職者給付費等財源受入	489,209,000,000	426,709,000,000		翌年度繰越額	-	499,307,380	
	業務取扱費受入	850,000,000	850,000,000		16年度国庫負担金受入超過額	-	150,722,139,582	
	運用収入	1,299,005,000	1,541,822,857					
	積立金より受入	1,905,253,000	0					
	雑収入	13,851,446,000	13,399,586,904					
	前年度繰越資金受入	0	51,029,906,074					
	前年度繰越資金受入	0	1,844,533,755					
前年度求職者給付費等財源受入超過額受入	0	49,185,372,319						
計	2,551,333,848,000	2,537,749,459,835		計	2,553,178,381,755	1,741,569,159,423		
				剰余		796,180,300,412		
三事業費関係	徴収勘定より受入	513,243,210,000	513,243,210,000		雇用安定等事業費	376,532,279,000	270,613,288,202	
	保険料収入	513,243,210,000	513,243,210,000		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	18,411,692,000	18,411,692,000	
	雇用安定資金より受入	-	-		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費	34,295,000	30,865,000	
	雑収入	0	6,100,838,113		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	2,856,190,000	2,856,190,000	
	雑収入	0	70,962,847		独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	75,850,000	73,685,116	
	独立行政法人雇用・能力開発機構納付金	0	6,029,875,266		独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	94,595,827,000	94,595,827,000	
					独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費	1,812,402,000	1,660,050,000	
					他勘定へ繰入	955,160,000	955,160,000	
					雇用安定資金へ繰入	5,969,515,000	5,969,515,000	
					予備費	12,000,000,000	0	
計	513,243,210,000	519,344,048,113		計	513,243,210,000	395,166,272,318		
				剰余		124,177,775,795		
合計	3,064,577,058,000	3,057,093,507,948		合計	3,066,421,591,755	2,136,735,431,741		
				純剰余		920,358,076,207		

(雇用勘定)

歳入歳出決算額

1 歳 入

款 項	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入 額との差(△は減) (円)
0100-00 保 険 収 入	3,047,521,354,000	2,985,021,354,000	2,985,021,354,000	0	0	△ 62,500,000,000
0101-00 他勘定より受入	2,557,462,354,000	2,557,462,354,000	2,557,462,354,000	0	0	0
0102-00 一般会計より受入	490,059,000,000	427,559,000,000	427,559,000,000	0	0	△ 62,500,000,000
0200-00 運 用 収 入						
0201-00 運 用 収 入	1,299,005,000	1,541,822,857	1,541,822,857	0	0	242,817,857
0500-00 積立金より受入						
0501-00 積立金より受入	1,905,253,000	0	0	0	0	△ 1,905,253,000
0300-00 雑 収 入						
0301-00 雑 収 入	13,851,446,000	25,567,495,910	19,500,425,017	535,479,021	5,531,591,872	5,648,979,017
0400-00 前年度繰越資金受入	0	51,029,906,074	51,029,906,074	0	0	51,029,906,074
0401-00 前年度繰越資金受入	0	1,844,533,755	1,844,533,755	0	0	1,844,533,755
0402-00 前年度国庫負担金受入超過 額受入	0	49,185,372,319	49,185,372,319	0	0	49,185,372,319
歳 入 合 計	3,064,577,058,000	3,063,160,578,841	3,057,093,507,948	535,479,021	5,531,591,872	△ 7,483,550,052

(雇用勘定)

歳入歳出決算額

2 歳 出

項	歳出予算額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費 使用額 (円)	予算総則の 規定による 経費増額 (円)	流用等増△減額 (円)	歳出予算現額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不用額 (円)
01 失業等給付費	2,267,593,524,000	0	0	0	0	2,267,593,524,000	1,467,187,256,202	0	800,406,267,798
02 業務取扱費	88,522,074,000	0	0	0	0	88,522,074,000	82,781,578,940	0	5,740,495,060
03 施設整備費	7,276,900,000	1,844,533,755	0	0	0	9,121,433,755	7,845,088,319	499,307,380	777,038,056
04 雇用安定等事業費	376,532,279,000	0	0	0	0	376,532,279,000	270,613,288,202	0	105,918,990,798
10 独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構運営費	18,411,692,000	0	0	0	0	18,411,692,000	18,411,692,000	0	0
13 独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構施設整備費	34,295,000	0	0	0	0	34,295,000	30,865,000	0	3,430,000
11 独立行政法人労働政策研 究・研修機構運営費	2,856,190,000	0	0	0	0	2,856,190,000	2,856,190,000	0	0
14 独立行政法人労働政策研 究・研修機構施設整備費	75,850,000	0	0	0	0	75,850,000	73,685,116	0	2,164,884
12 独立行政法人雇用・能力開 発機構運営費	94,595,827,000	0	0	0	0	94,595,827,000	94,595,827,000	0	0
15 独立行政法人雇用・能力開 発機構施設整備費	1,812,402,000	0	0	0	0	1,812,402,000	1,660,050,000	0	152,352,000
06 他勘定へ繰入	33,896,510,000	0	0	0	0	33,896,510,000	33,488,949,000	0	407,561,000
07 雇用安定資金へ繰入	5,969,515,000	0	0	0	0	5,969,515,000	5,969,515,000	0	0
09 予備費	167,000,000,000	0	0	0	0	167,000,000,000	0	0	167,000,000,000
歳出合計	3,064,577,058,000	1,844,533,755	0	0	0	3,066,421,591,755	1,985,513,984,779	499,307,380	1,080,408,299,596

【参考情報】

1 歳入に関する情報

① 「他勘定より受入」は徴収勘定からの受入であるが、その内訳は以下のとおりである。

○ 徴収勘定より受入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (円)
保険料収入	2,556,895,357,000	2,556,761,233,375	2,556,761,233,375	△134,123,625
うち三事業に係る額	513,243,210,000	513,243,210,000	513,243,210,000	0
雑収入	566,997,000	701,120,625	701,120,625	△134,123,625
計	2,557,462,354,000	2,557,462,354,000	2,557,462,354,000	0

(注) 徴収勘定からの受入については、労働保険特別会計法第7条第2項により、雇用保険に係る労働保険料の額及び徴収勘定の雑収入のうち政令で定める額の合計額に相当する金額とされており、雑収入は延滞金、追徴金、返納金、預託金利子収入及び雑入からなっている。

② 「一般会計より受入」に係る内訳は以下のとおりである。

○ 一般会計より受入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (円)
求職者給付費等財源受入	489,209,000,000	426,709,000,000	426,709,000,000	△62,500,000,000
業務取扱費財源受入	850,000,000	850,000,000	850,000,000	0
計	490,059,000,000	427,559,000,000	427,559,000,000	△62,500,000,000

③ 「運用収入」は預託金利子収入であるが、その内訳は以下のとおりである。

○ 運用収入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (円)
積立金利子収入	69,488,000	234,917,391	234,917,391	165,429,391
雇用安定資金利子収入	1,229,517,000	1,297,809,577	1,297,809,577	68,292,577
余裕金利子収入	0	9,095,889	9,095,889	9,095,889
計	1,299,005,000	1,541,822,857	1,541,822,857	242,817,857

2 歳出に関する情報

(項)雇用安定等事業費、(項)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費、(項)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費、(項)独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費、(項)独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費、(項)独立行政法人雇用・能力開発機構運営費、(項)独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費、(項)雇用安定資金へ繰入及び(項)他勘定への繰入のうち三事業に係る保険料の返還金は三事業に係る歳出であり、(項)失業等給付費、(項)業務取扱費、(項)施設整備費及び(項)他勘定へ繰入のうち三事業に係る保険料の返還金以外の歳出は三事業以外の事業に係る歳出である。

貸借対照表

労働保険特別会計雇用勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 (平成16年3月31日)	本会計年度 (平成17年3月31日)		前会計年度 (平成16年3月31日)	本会計年度 (平成17年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	1,258,439	2,284,958	未払金	24	23
未収金	56,834	59,809	支払備金	253,235	178,074
未収保険料	50,735	53,661	前受金	49,185	150,722
その他の未収金	6,099	6,147	賞与引当金	3,018	2,809
貸倒引当金	△ 22,996	△ 21,119	退職給付引当金	67,591	67,945
前払金	1,060	2,143			
前払費用	10	8			
未収収益	10	274			
有形固定資産	145,846	145,123	負債合計	373,055	399,575
国有財産(公共用財産を除く)	139,398	139,194			
土地	58,352	58,669			
立木竹	316	321	<資産・負債差額の部>		
建物	53,959	54,436	資産・負債差額	1,889,334	2,890,170
工作物	24,183	25,694			
建設仮勘定	2,586	72			
物品	6,447	5,929			
無形固定資産	4,911	6,303			
出資金	818,274	812,244			
資産合計	2,262,390	3,289,745	負債及び資産・負債差額合計	2,262,390	3,289,745

業務費用計算書

労働保険特別会計雇用勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日	本会計年度 自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日
人件費	36,910	36,112
賞与引当金繰入額	3,018	2,809
退職給付引当金繰入額	3,272	3,219
失業等給付費	1,848,774	1,392,024
雇用安定等給付費	58,055	57,962
補助金等	248,236	129,933
委託費等	27,262	27,386
拠出金	121	112
分担金	5	5
運営費交付金	23,809	115,863
他会計への繰入	70	65
徴収勘定への繰入	28,990	32,405
庁費等	68,197	71,401
その他の経費	21,532	22,504
減価償却費	7,411	7,741
貸倒引当金繰入額(又は戻入額)	△ 8,751	4,484
資産処分損益	861	1,183
出資金評価損	999	—
本年度業務費用合計	2,368,779	1,905,216

資産・負債差額増減計算書

労働保険特別会計雇用勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日	本会計年度 自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	1,868,715	1,889,334
II 本年度業務費用合計	△ 2,368,779	△ 1,905,216
III 財源	2,965,853	2,908,083
1 自己収入	19,579	15,856
運用益	1,794	1,806
その他の財源	17,784	14,050
2 他会計(勘定)からの受入	2,946,273	2,892,226
徴収勘定からの受入	2,517,516	2,566,204
一般会計からの受入	428,756	326,022
IV 無償所管換等	△ 576,454	△ 2,030
V 資産評価差額	-	-
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	1,889,334	2,890,170

区分別収支計算書

労働保険特別会計雇用勘定

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日	本会計年度 自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
運用収入	1,786	1,541
その他の収入	34,632	19,500
徴収勘定からの受入	2,528,435	2,557,462
一般会計からの受入	450,212	427,559
前年度剰余金受入	29,366	51,029
資金からの受入	-	-
財源合計	3,044,433	3,057,093
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 43,597	△ 43,687
失業等給付費	△ 1,961,771	△ 1,467,187
雇用安定等給付費	△ 58,055	△ 57,962
補助金等	△ 248,236	△ 129,933
委託費	△ 27,262	△ 27,386
拠出金	△ 121	△ 112
分担金	△ 5	△ 5
運営費交付金	△ 23,809	△ 115,863
徴収勘定への繰入	△ 29,624	△ 33,488
一般会計への繰入	△ 90	△ 84
出資による支出	-	-
庁費等の支出	△ 72,730	△ 76,164
その他業務支出	△ 21,559	△ 22,526
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 2,486,864	△ 1,974,403
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	-	△ 417
立木竹に係る支出	-	△ 3
建物に係る支出	△ 2,583	△ 2,176
工作物に係る支出	△ 2,060	△ 2,471
建設仮勘定に係る支出	△ 1,992	△ 72
施設整備支出合計	△ 6,636	△ 5,141
業務支出合計	△ 2,493,501	△ 1,979,544
業務収支	550,931	1,077,549
II 財務収支		-
本年度収支	550,931	1,077,549
資金からの受入	-	-
資金への繰入	△ 499,901	△ 926,327
翌年度歳入繰入	51,029	151,221
収支に関する換算差額	-	-
資金本年度末残高	1,207,409	2,133,736
その他歳計外現金・預金本年度末残高	-	-
本年度末現金・預金残高	1,258,439	2,284,958

注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

ア. 建物及び工作物

定率法により減価償却を行っている。

イ. 物品

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数を基準とし、残存価額を取得原価の10%とした定額法により減価償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェア

研究開発費に該当しないソフトウェア制作費については、取得年度の翌年度から利用可能期間(5年間)に基づく定額法により減価償却を行っている。

(2) 重要な引当金の計上基準及び計上方法

① 貸倒引当金

失業等給付金等の返納金等に係る未収金額のうち、収納見込が不確実であると認められる額を、過去5年間の実績等により算出し、引当金として計上している。

② 賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合／年間支給割合×4／6

勤勉手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合／年間支給割合×4／6

③ 退職給付引当金(恩給給付費及び整理資源に係る退職給付引当金を除く)

ア. 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるために期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

経年数階層毎人員×平均俸給額×退職手当支給率

イ. 国家公務員災害補償年金

職員の遺族の支払に備えるため下記の計算方法により算出している。

受給資格者の数による支給日数×平均給与額×割引率

により算出した一人あたりの所要額の合算

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

(1) 従来、恩給給付金に係る退職給付引当金繰入額については、恩給給付費に係る退職給付引当金(以下、退職給付引当金)の前年度末残高と当年度末残高の差額を計上していたが、本年度より、文官恩給費特別会計負担金を一般会計へ繰入れた時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額を退職給付引当金繰入額として計上している。この変更は、恩給給付費に係る退職給付引当金繰入額の算定方法が差額補充法に統一されたことによるものである。

また、従来割引率を4%として算出していたが、本年度より3.2%として算出している。この変更は、割引率の指標としている厚生年金および国民年金の財政再計算で用いられている長期的な賃金上昇率及び運用利回りが変更されたことに伴うものである。

この変更により、前年度の前期末資産・負債差額が14百万円減少、退職給付引当金が9百万円増加、退職給付引当金繰入額が18百万円増加している。

(2) 従来、国家公務員災害補償年金に係る引当金(退職給付引当金)については、平均給与の上昇率を2.5%、割引率を4.0%として算出していたが、本年度より、平均給与の上昇率を2.1%、割引率を3.2%として算出している。

この変更は、平均給与の上昇率及び割引率の指標としている厚生年金及び国民年金の財政再計算で用いられている長期的な賃金上昇率及び運用利回りが変更されたことに伴うものである。

この変更により、前年度の退職給付引当金が24百万円増加、退職給付引当金繰入額が同額増加している。

2. 翌年度以降支出予定額
- (1) 歳出予算の繰越 409 百万円
- (2) 国庫債務負担行為
国庫債務負担行為による繰越債務額 1,713 百万円

3. 追加情報等

- (1) 出納整理期間
予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

- (2) 財政法第44条の資金

資金名	根拠法令	内容
積立金	労働保険特別会計 法第18条及び第19	失業等給付に要する財源とするもの
雇用安定資金	労働保険特別会計 法第8条の2	雇用安定事業に要する財源を確保し、事業を効率的に実施するために設置。

- (3) 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・ 「現金・預金」は、当該年度末における決算上の剰余金の額、労働保険特別会計法第21条の雇用安定資金及び積立金の額並びに同法第8条の2に基づく繰入れ金との合計額を計上している。
- ・ 「未収金」には、雇用保険料の未収金と過誤払による返納金債権等を計上している。
- ・ 「貸倒引当金」には、未収保険料の貸倒に備えて過去5年間の貸倒実績率に基づいて将来の回収不能見込額を計上している。
- ・ 「前払金」には、徴収勘定への繰入金の繰入超過額を計上している。
- ・ 「前払費用」には、自賠責保険料の前払分を計上している。
- ・ 「未収収益」には、主に預託金の運用利子の未経過期間分を計上している。
- ・ 「土地」には、主に庁舎敷地を計上している。
- ・ 「立木竹」には、主に庁舎敷地上の立木竹を計上している。
- ・ 「建物」には、主に庁舎建物を計上している。
- ・ 「工作物」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている工作物の台帳価格を計上している。
- ・ 「物品」には、取得価格が50万円以上の機械器具等の重要物品を計上している。
- ・ 「建設仮勘定」には、主に建設中の庁舎建物・工作物等の工事費を計上している。
- ・ 「無形固定資産」には、電話加入権とソフトウェアを計上している。
- ・ 「出資金」には、(独)雇用・能力開発機構、(独)高齢・障害者雇用支援機構、(独)労働政策研究・研修機構に対する出資額を計上している。
- ・ 「未払金」には、職員等に対する児童手当未払金や政府職員失業者退職金の未払額を計上している。
- ・ 「支払備金」には、当該年度末における受給資格者に対して支給することが見込まれる失業給付金の額を計上している。
- ・ 「前受金」には、雇用保険法第66条による「国庫の負担」を一般会計より受け入れた額のうち、受入超過額を計上している。
- ・ 「賞与引当金」には、6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当金を計上している。
- ・ 「資産・負債差額」には、資産負債差額増減計算書により計算される本年度末資産負債差額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・ 「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・ 「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する費用を計上している。
- ・ 「失業等給付費」には、雇用保険法(昭和49年法116号)第13条等の規定に基づき支給した基本手当、技能修得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上している。
- ・ 「雇用安定等給付費」には、雇用保険法第62条に基づき実施する雇用安定事業において事業主に支給する雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金を計上している。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上している。主なものとして、雇用開発支援事業等補助金、高齢・障害者雇用開発支援事業費等を計上している。
- ・ 「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上している。主なものとして、職場適応訓練委託費、生涯職業能力開発事業等委託費、職業講習等委託費等を計上している。
- ・ 「分担金」には、世界公共雇用サービス協会への分担金を計上している。
- ・ 「拠出金」には、国際労働機関が行う技術協力に対する拠出金を計上している。
- ・ 「運営費交付金」には、独立行政法人通則法第46条に規定する交付金として、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・ 「他会計への繰入」には、一般会計への繰入を計上している。一般会計への繰入には、退職職員に支給する退職手当や恩給負担金を計上している。
- ・ 「徴収勘定への繰入」には、主に事業主への保険料返還金や保険料徴収事務経費を計上している。
- ・ 「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・ 「その他の経費」には、旅費、諸謝金及び賠償償還及び払戻金等を計上している。
- ・ 「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・ 「貸倒引当金繰入額(又は戻入額)」には、未収金の回収不能見込額として貸倒引当金に計上した額のうち、当期に繰り入れ(もしくは戻入れ)た額を計上している。
- ・ 「資産処分損益」には、有形固定資産の除却、売却に伴い発生した損益を計上している。
- ・ 「出資金評価損」には、雇用・能力開発機構雇用保険勘定に対する出資金の実質価額の下落相当額を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、平成15年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上している。
- ・ 「(財源)自己収入」には、運用益とその他の財源を計上している。
- ・ 「(財源)運用益」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・ 「(財源)その他の財源」には、公務員宿舍貸付料、返納金等を計上している。
- ・ 「徴収勘定より受入」には、主として雇用保険料の収入額を計上している。
- ・ 「一般会計より受入」には、雇用保険法第66条に基づき、一般会計から雇用勘定への受入額を計上している。
- ・ 「無償所管換等」には、独立行政法人の設立のための出資金の承継等、合同宿舍建設のために財務省所管一般会計に無償で移管した土地や過去の国有資産台帳の誤謬訂正額等を計上している。

<区分収支計算書>

- ・ 「運用収入」には、積立金、雇用安定資金、余裕金を資金運用部に預託することにより生ずる利子収入の額を計上している。
- ・ 「その他の収入」には、公務員宿舍貸付料、返納金等を計上している。
- ・ 「徴収勘定からの受入」には、労働保険料のうち雇用保険料に相当する部分について徴収勘定から受け入れた額を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、雇用保険法第66条、第67条等の規定に基づき計算された国庫負担金の受入額を計上している。
- ・ 「前年度剰余金受入」には、前年度建設費の繰越分を計上している。
- ・ 「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・ 「失業等給付費」には、雇用保険法(昭和49年法116号)第13条等の規定に基づき支給した基本手当、技能修得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上している。
- ・ 「雇用安定等給付費」には、雇用保険法第62条に基づき実施する雇用安定事業において事業主に支給する雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金を計上している。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上している。主なものとして、雇用・能力開発機構交付金、高齢者雇用確保事業等交付金等を計上している。
- ・ 「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上している。主なものとして、職場適応訓練委託費、生涯職業能力開発事業等委託費、職業講習等委託費等を計上している。
- ・ 「拠出金」には、国際労働機関が行う技術協力に対する拠出金を計上している。
- ・ 「分担金」には、世界公共雇用サービス協会への分担金を計上している。
- ・ 「運営費交付金」には、独立行政法人通則法第46条に規定する交付金として、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・ 「徴収勘定への繰入」には、主に事業主への保険料返還金や保険料徴収事務経費を計上している。
- ・ 「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当や恩給負担金を計上している。
- ・ 「庁費等の支出」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・ 「その他業務支出」には、旅費、諸謝金及び賠償償還及び払戻金等を計上している。
- ・ 「施設整備支出」には、建物、工作物等の国有財産取得に係る資本的支出を計上している。
- ・ 「土地に係る支出」には、庁舎等の土地の計上に繋がる支出を計上している。
- ・ 「立木竹に係る支出」には、庁舎等の立木竹の計上に繋がる支出を計上している。
- ・ 「建物に係る支出」には、庁舎等の建物の計上に繋がる支出を計上している。
- ・ 「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・ 「建設仮勘定に係る支出」には、未完成施設に係る当期の支出額を計上している。
- ・ 「資金への繰入」は、決算上の剰余金から将来財源確保のための積立金繰入額を計上している。
- ・ 「翌年度歳入繰入」には、決算上の剰余金を計上している。
- ・ 「資金本年度末残高」は、積立金及び雇用安定資金の現在額を計上している。
- ・ 「本年度末現金・預金残高」には、当該年度末における歳入歳出決算上の剰余金、積立金及び雇用安定資金の額を計上している。

(4) その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

① 「他会計(勘定)からの受入」及び「他会計(勘定)への繰入」についての内容

ア. 「一般会計より受入」

雇用保険法第66条により、一般会計から雇用勘定への受入

イ. 「一般会計への繰入」

i) 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする

一般会計への繰入に関する法律第1条による雇用勘定から一般会計への繰入

ii) 特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律による雇用勘定から

一般会計への繰入

ウ. 「徴収勘定より受入」

労働保険特別会計法第7条第2項による徴収勘定から雇用勘定への繰入

エ. 「徴収勘定への繰入」

労働保険特別会計法第8条による雇用勘定から徴収勘定への繰入

② 業務費用計算書の「徴収勘定への繰入」の一部には、徴収勘定を経由して事業主に返還される保険料返還金相当額が計上されている。

③ 資産・負債差額計算書の「Ⅲ財源」中の「徴収勘定からの受入」には、徴収勘定を経由して繰り入れられる保険料収入等を計上している。

④ 単位未満の計数の切り捨て

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示している。

労働保険特別会計雇用勘定

貸借対照表附属明細書

○未収金の明細 (単位:百万円)

内容	相手先	本年度末残高
雇用保険料未収金	徴収勘定	53,661
不正受給等による返納金	不正受給者等	6,147
合計		59,808

○固定資産の明細 (単位:百万円)

区分	前年度末残額	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残額
有形固定資産						
国有財産(公共用財産を除く)						
土地	58,352	1,909	1,592	-	-	58,669
立木竹	316	6	2	-	-	321
建物	53,959	3,447	351	2,619	-	54,436
工作物	24,183	4,021	254	2,255	-	25,694
建設仮勘定	2,586	72	2,586	-	-	72
物品	6,447	1,360	238	1,640	-	5,929
小計	145,846	10,818	5,025	6,515	-	145,123
無形固定資産						
電話加入権	415	2	-	-	-	417
ソフトウェア	4,496	2,616	-	1,226	-	5,886
小計	4,911	2,618	-	1,226	-	6,303
合計	152,560	13,436	5,025	7,741	-	151,427

○出資金の明細

出資金増減の明細 (単位:百万円)

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
(独)雇用・能力開発機構(一般勘定)	296,201	-	-	-	-	-	296,201
(独)雇用・能力開発機構(財形勘定)	0	-	-	-	-	-	0
(独)雇用・能力開発機構(宿舍等勘定)	502,327	-	-	6,029	-	-	496,297
(独)高齢・障害者雇用支援機構 (高齢・障害者雇用支援勘定)	11,479	-	-	-	-	-	11,479
(独)労働政策研究・研修機構(雇用勘定)	4,266	-	-	-	-	-	4,266
(独)情報処理推進機構	4,000	-	-	-	-	-	4,000
合計	818,274	-	-	6,029	-	-	812,244

○市場価格のない出資金の純資産額等の明細

出資先	出資金額 (国有財産台帳価格)	資産(A)	負債(B)	純資産額(C=A-B)	資本金(D)	特別会計からの出資額(E)	出資割合(F=E/D)
(独)雇用・能力開発機構(一般勘定)	296,201	360,132	66,517	293,614	302,543	296,201	97%
(独)雇用・能力開発機構(財形勘定)	1,000	877,970	915,320	△ 37,349	1,000	1,000	100%
(独)雇用・能力開発機構(宿舍等勘定)	488,893	498,641	8,999	489,641	488,893	488,893	99%
(独)高齢・障害者雇用支援機構 (高齢・障害者雇用支援勘定)	11,479	15,091	4,163	10,928	11,494	11,479	99%
(独)労働政策研究・研修機構(雇用勘定)	4,266	5,174	938	4,235	4,266	4,266	100%
(独)情報処理推進機構	4,000	6,065	6	6,059	8,000	4,000	50%
合計	805,840	1,783,076	1,015,946	767,130	816,197	805,840	-

(単位:百万円)

出資先	純資産額による算出額(G=C×F)	貸借対照表計上額	使用財務諸表
(独)雇用・能力開発機構(一般勘定)	287,460	296,201	独立行政法人の財務諸表
(独)雇用・能力開発機構(財形勘定)	△ 37,349	0	独立行政法人の財務諸表
(独)雇用・能力開発機構(宿舍等勘定)	489,641	496,297	独立行政法人の財務諸表
(独)高齢・障害者雇用支援機構 (高齢・障害者雇用支援勘定)	10,914	11,479	独立行政法人の財務諸表
(独)労働政策研究・研修機構(雇用勘定)	4,235	4,266	独立行政法人の財務諸表
(独)情報処理推進機構	3,029	4,000	独立行政法人の財務諸表
合計	757,931	812,244	-

○未払金の明細

内容	相手先	本年度末残高
政府職員失業者退職金未払金	一般会計	3
児童手当未払金	職員等	18
その他	徴収勘定等	0
合計		23

業務費用計算書附属明細書

○補助金等の明細

(単位:百万円)

補助金等の区分	内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	中小企業福祉事業等補助金	(独)勤労者退職金共済機構	5,526	・中小企業退職金共済事業及び特定業種退職金共済事業の掛金助成に要する経費の補助金	無
	産業雇用安定センター補助金	(財)産業雇用安定センター	3,516	・労働力の産業間移動に客与し労働力の失業の予防等雇用の安定を図るための補助金	無
	技能向上対策費補助金	中央職業能力開発協会	838	・職業訓練及び技能検定の振興並びに技能検定に要する経費の補助金	無
	技能向上対策費補助金	都道府県職業能力開発協会	1,408	・職業訓練及び技能検定の振興並びに技能検定に要する経費の補助金	無
	職業能力開発校設備整備費等補助金	都道府県	4,531	・公共職業能力開発施設の設置及び運営等に要する経費の補助金	無
	中小企業福祉事業等補助金	都道府県・市町村	1,280	・仕事と家庭両立支援特別援助事業に要する経費の補助金 ・中小企業福祉事業に要する経費の補助金	無
	高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金	(財)高齢者雇用開発協会	50,141	・高齢者雇用開発協会の運営に要する経費の補助金	無
	雇用開発支援事業等補助金他	(独)雇用・能力開発機構	43,060	・独立行政法人通則法第46条に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構の運営に要する経費の補助金	有
	(独)労働政策研究・研修機構施設整備費補助金	(独)労働政策研究・研修機構	73	・独立行政法人労働政策・研修機構の施設設備の整備等に要する経費の補助金	有
	その他		465	・雇用保険法に基づく経費の補助金	無
交付金	介護労働者雇用改善援助事業等交付金	(財)介護労働安定センター	4,416	・介護労働者雇用改善援助事業等に要する経費の交付金	無
	離職者等職業訓練費交付金	都道府県	8,815	・都道府県が設置する公共職業能力開発施設の運営に要する経費の財源に充てるため交付する交付金	無
	短時間労働者福祉事業交付金、育児休業労働者等支援交付金	(財)21世紀職業財団	5,580	・育児休業労働者等に要する福祉関係業務に要する経費の交付金 ・短時間労働者福祉事業関係業務に要する経費の交付金	無
	港湾労働者派遣事業等交付金	(財)港湾労働安定協会	298	・港湾労働者派遣事業等に関する雇用福祉事業関係業務に要する経費の交付金	無
	計		129,933		

○委託費等の明細

(単位:百万円)

委託費等の区分	内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
委託費	生涯職業能力開発事業等委託費	中央職業能力開発協会	2,713	・雇用する労働者に対し職業訓練・認定職業訓練を受けさせる事業主及び認定検定を開発実施する中小企業事業主等に対する助成事業及び技能検定実施事務の委託	無
	職業講習等委託費	21世紀職業財団	367	・女性労働者の雇用管理に関する調査研究等の委託	無
	雇用保険活用援助事業委託費	(社)全国労働保険事務組合連合会	535	・中小企業に対する雇用保険制度の周知等制度の活用を援助・促進するための事業の委託	無
	職業講習等委託費	(財)女性労働協会	292	・女性労働者の雇用管理に関する調査研究等の委託	無
	職業講習等委託費	都道府県シルバー人材センター連合等	6,377	・高齢者の雇用就業機会の確保を促進することを目的としたシニアワークプログラムの委託	無
	職場適応訓練委託費、生涯職業能力開発事業等委託費、職業講習等委託費	都道府県	6,567	・雇用する労働者に対し職業訓練・認定職業訓練を受けさせる事業主及び認定検定を開発実施する中小企業事業主等に対する助成事業及び技能検定実施事務の委託	無
	職業講習等委託費	公益団体	4,228	・労働者に対して職業の安定を図るために必要な知識及び技能を習得させるための職業講習の委託	無
	職業講習等委託費	民間団体	69	・労働者に対して職業の安定を図るために必要な知識及び技能を習得させるための職業講習の委託	無
		その他		6,233	・雇用保険法等に基づく業務の委託
拠出金	国際労働機関拠出金		112	・国際労働機関が行う技術協力に対する拠出金	無
分担金	国際社会保障協会等分担金		5	・世界公共雇用サービス協会に対する分担金	無
	計		27,503		

○運営費交付金の明細

区分	内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
運営費交付金	雇用・能力開発機構一般勘定運営費交付金	(独)雇用・能力開発機構	93,917	・独立行政法人通則法第46条に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構に要する経費の交付金	有
	雇用・能力開発機構財形勘定運営費交付金	(独)雇用・能力開発機構	678	・独立行政法人通則法第47条に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構に要する経費の交付金	有
	高齢・障害者雇用開発支援勘定運営費交付金	(独)高齢・障害者雇用支援機構	18,411	・独立行政法人通則法第46条に基づく独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に要する経費の交付金	有
	(目)労働政策研究・研修機構雇用勘定運営費交付金	(独)労働政策研究・研修機構	2,856	・独立行政法人通則法第46条に基づく独立行政法人労働政策研究・研修機構に要する経費の交付金	有
	計		115,863		

資産負債差額増減計算書附属明細書

○その他の財源の明細

(単位:百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	14,050
	合計	14,050

○無償所管換等の明細

(単位:百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
【財産の無償所管替等(受)】					
種別替(増)			1 土地・建物・工作物		
報告済(増)			89 土地・立木竹・建物・工作物		
誤謬訂正(増)			20 土地・立木竹・建物・工作物		
行政財産より組替(増)			98 土地・立木竹・建物・工作物		
土地区画整理法による換地(増)			6 土地		
実測(増)			6 土地・建物		
用途変更(増)			5 建物		
【財産の無償所管替等(減)】					
所管換(減)	財務省一般会計	△ 21	土地・工作物	合同庁舎建設のため	
用途廃止(減)		△ 98	土地・建物・工作物		
用途変更(減)		△ 5	土地		
誤謬訂正(減)		△ 67	土地・建物・工作物		
種別替(減)		△ 1	建物		
報告済(減)		△ 49	土地・建物・工作物		
土地区画整理法による換地(減)		△ 4	土地		
実測(減)		△ 0	土地		
取壊し(減)		△ 254	建物・工作物		
伐採(減)		△ 2	立木竹		
移設(減)		△ 0	工作物		
改設(減)		△ 26	建物・工作物		
模様替(減)		△ 14	建物・工作物		
整理資源に係る退職給付引当金の再計算に係る差額		△ 1,709			
合計		△ 2,030			

区分別収支計算書附属明細書

○その他収入の明細

(単位:百万円)

款	項	目	金額
雑収入	雑収入	公務員宿舍貸付料	139
雑収入	雑収入	返納金	12,127
雑収入	雑収入	(独)雇用・能力開発機構納付金	6,029
雑収入	雑収入	雑入	1,203
		合計	19,500

○資金の明細

(単位:百万円)

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	806,392	802,149	-	1,608,542
雇用安定資金	401,016	124,177	-	525,194
合計	1,207,409	926,327	-	2,133,736